

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 23)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

水道局

ページ

- 福岡市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正（規程第 4 号） 1
- 福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正（規程第 5 号） 2
- 福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部改正（規程第 6 号） 2
- 福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令第 1 号） 4

水道局

福岡市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第 4 号

福岡市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 32 年福岡市企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「の日数を」を「及び勤務時間を割り振らない日の合計日数を」に改める。

第 9 条第 1 項中「及び第 26 条の 3」を削る。

第 14 条の 3 第 2 項第 2 号中「条例」を削る。

第 19 条第 3 項第 1 号中「第 12 条の 2」を「第 12 条の 3」に改める。

第 23 条の 2 第 2 項中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条」に改める。

第 23 条の 2 第 4 項及び第 24 条中「第 18 条第 1 項」を「第 18 条」に改める。

第 25 条の 2 第 4 項中「額と」の次に「し、勤務に従事した時間が 8 時間を超える場合は、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額と」を加え、同項ただし書を削り、同条中第 5

項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 次に掲げる場合には、条例第10条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第10条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
 - (2) 条例第10条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合
- 第26条の2の2を削る。

附則第12項中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項、第14条の3第2項第2号、第23条の2第2項及び第4項、第24条並びに附則第12項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第5号

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成5年福岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「350円」を「1,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日1日につき2,160円とする。

第10条第2項中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

附則第4項中「附則第16項まで」を「附則第11項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前において、この規程による改正前の福岡市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道事業管理規程第6号

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程（平成24年福岡市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第8号」に、「第5号」を「第7号」に改め、同条第1号中「1年（簡易水道の場合は、6か月）」を「2年」に、「2年（簡易水道の場合は、1年）以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（同項第1号の卒業者にあっては1年以上、同項第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同項第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に、「又は学科目を、これらの規定に定める」を「を、それぞれ当該各号に規定する」に、「後、これらの規定に定める」を「後、それぞれ当該各号に規定する」に、「（簡易水道の場合は、これらの規定に定める最低経過年数の2分の1）以上水道」を「以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「（簡易水道の場合は、6か月）以上水道」を「以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条に次の1項を加える。

- 2 簡易水道事業については、前項第1号中「2年以上、同項第2号の卒業者にあっては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第1号の卒業者にあっては1年以上、同項第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、同項第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「最低経過年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号

中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3条中「第2号及び第3号」を「第1号から第3号まで」に改め、同条第1号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「簡易水道及び一日」を「簡易水道事業又は1日」に、「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「この号及び次号」を「この条」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第2号中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第1号若しくは第2号」に、「学科目又は」を「課程又は」に、「学科目に相当する学科目を、これらの規定に定める」を「課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する」に、「後、これらの規定に定める」を「後、それぞれ当該各号の」に、「当該」を「それぞれ当該各号の」に改め、同条第3号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年（簡易水道等の場合は、6か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年（簡易水道等の場合は、1年6か月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程第3条第1項第3号に規定する講習の課程を修了した者は、この規程による改正後の福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程第3条第1項第3号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

福岡市水道局訓令第1号

福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員人事異動取扱規程（昭和53年福岡市水道局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「福利厚生課長」を「職員共済課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

